

生涯学習センター・女性会館における熱中症特別警戒アラート等発令時の取扱いについて

1 貸室について

適用：令和7年4月1日利用分から

●特別警戒アラート発令の場合、空調のない体育室を使用不可とする。

区分	熱中症特別警戒アラート	熱中症警戒アラート 【平常時に同じ】
空調のない体育室 (活動内容問わず)	使用不可	使用可
	利用料金は、全額還付	利用料金は、7日前までのキャンセルの申し出は全額、以降前日までは半額還付。当日は還付不可
上記以外の部屋	使用可	同上
	利用料金は、使用開始前までのキャンセルで全額還付 ※1	同上

※1 キャンセルの理由が熱中症予防のため、かつ当該日に特別警戒アラートが発令された場合に限る。

2 主催講座・事業について

適用：令和7年度前期講座・事業から

●特別警戒アラート発令の場合、屋外・空調のない体育室での講座・事業を中止とする。

区分	熱中症特別警戒アラート	熱中症警戒アラート 【平常時に同じ】
・屋外で実施するもの (現地学習等) ・空調のない体育室で 実施するもの	中止または延期	実施(なお、講師と調整の上、中止または延期することも可)
	〈中止または延期後の日程に欠席の場合〉 【平常時に同じ】 (受講料)該当回分を還付 (教材費・託児費)原則還付しない	〈実施の場合〉 (受講料)原則還付しない (教材費・託児費)原則還付しない 〈中止または延期後の日程に欠席の場合〉 (受講料)該当回分を還付 (教材費・託児費)原則還付しない
上記以外の講座・事業	実施(なお、講師と調整の上、中止または延期することも可)	同上
	〈実施の場合〉 講座開始までに欠席の申出があった場合 (受講料)該当回分を還付 ※2 (教材費・託児費)原則還付しない 〈中止または延期後の日程に欠席の場合〉 【平常時に同じ】	同上

※2 欠席の理由が熱中症予防のため、かつ当該日に特別警戒アラートが発令された場合に限る。